

議案第26号

三宅町保健福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町保健福祉施設条例（平成12年12月三宅町条例第7号）の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和5年3月2日提出
三宅町長 森 田 浩 司

三宅町保健福祉施設条例の一部を改正する条例

三宅町保健福祉施設条例（平成12年12月三宅町条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表3を次のように改める。

別表3 削除

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

三宅町保健福祉施設条例(平成12年条例第7号)新旧対照表

改正後	現 行						
附 則 この条例は、令和5年4月1日より施行する。 削除	別表 3 カラオケ機器の使用料 <table><tr><th>機器設置室名</th><th>区分</th><th>料金</th></tr><tr><td>研修室</td><td>1時間あたり</td><td>1,000円</td></tr></table>	機器設置室名	区分	料金	研修室	1時間あたり	1,000円
機器設置室名	区分	料金					
研修室	1時間あたり	1,000円					